

経 済 産 業 省

2 0 2 5 0 4 1 7 貿 局 第 1 号
輸 出 注 意 事 項 2 0 2 5 第 1 1 号
経 済 産 業 省 貿 易 経 済 安 全 保 障 局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和7年5月14日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を別紙1及び2の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和7年5月14日から施行する。ただし、別紙1（輸出貿易管理令の運用について）の改正（1－1（7）（イ）の改正部分に限る。）については、令和7年5月28日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け輸出注意事項 6 2 第 1 1 号）

改 正 後	現 行																																
0 （略） 1 輸出の許可 1－0 根拠 1－1 輸出の許可 （1）～（6）（略） （7）輸出令別表第 1 の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 （イ）輸出令別表第 1 の解釈 （略） <table><tr><td>輸 出 令 別 表 第 1 の項</td><td>輸出令別表第 1 中解 釈を要する語</td><td>解 釈</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td rowspan="3">7</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>貨物等省令第 6 条第 <u>十八号から第十九号</u> <u>まで、第二十二号か</u> <u>ら第二十四号まで及</u> <u>び第二十六号中の基</u> <u>板</u></td><td>個別部品又は集積回路を、基板上若 しくはその中に配置できるよう になっている薄板状のものであって、 相互接続の有無によらないものを いう。</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table> （8）（略） 4 特例 4－1 （略） 4－1－1 （略） 4－1－2 輸出令第 4 条第 1 項第二号の解釈及び取扱い 輸出令第 4 条第 1 項第二号の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行 う。 （1）～（4） （略）	輸 出 令 別 表 第 1 の項	輸出令別表第 1 中解 釈を要する語	解 釈	（略）			7	（略）		貨物等省令第 6 条第 <u>十八号から第十九号</u> <u>まで、第二十二号か</u> <u>ら第二十四号まで及</u> <u>び第二十六号中の基</u> <u>板</u>	個別部品又は集積回路を、基板上若 しくはその中に配置できるよう になっている薄板状のものであって、 相互接続の有無によらないものを いう。	（略）		（略）			0 （略） 1 輸出の許可 1－0 根拠 1－1 輸出の許可 （1）～（6）（略） （7）輸出令別表第 1 の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 （イ）輸出令別表第 1 の解釈 （略） <table><tr><td>輸 出 令 別 表 第 1 の項</td><td>輸出令別表第 1 中解 釈を要する語</td><td>解 釈</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td rowspan="3">7</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>貨物等省令第 6 条第 <u>十八号、第十九号及</u> <u>び第二十二号から第</u> <u>二十四号まで中の基</u> <u>板</u></td><td>個別部品又は集積回路を、基板上若 しくはその中に配置できるよう になっている薄板状のものであって、 相互接続の有無によらないものを いう。</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table> （8）（略） 4 特例 4－1 （略） 4－1－1 （略） 4－1－2 輸出令第 4 条第 1 項第二号の解釈及び取扱い 輸出令第 4 条第 1 項第二号の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行 う。 （1）～（4） （略）	輸 出 令 別 表 第 1 の項	輸出令別表第 1 中解 釈を要する語	解 釈	（略）			7	（略）		貨物等省令第 6 条第 <u>十八号、第十九号及</u> <u>び第二十二号から第</u> <u>二十四号まで中の基</u> <u>板</u>	個別部品又は集積回路を、基板上若 しくはその中に配置できるよう になっている薄板状のものであって、 相互接続の有無によらないものを いう。	（略）		（略）		
輸 出 令 別 表 第 1 の項	輸出令別表第 1 中解 釈を要する語	解 釈																															
（略）																																	
7	（略）																																
	貨物等省令第 6 条第 <u>十八号から第十九号</u> <u>まで、第二十二号か</u> <u>ら第二十四号まで及</u> <u>び第二十六号中の基</u> <u>板</u>	個別部品又は集積回路を、基板上若 しくはその中に配置できるよう になっている薄板状のものであって、 相互接続の有無によらないものを いう。																															
	（略）																																
（略）																																	
輸 出 令 別 表 第 1 の項	輸出令別表第 1 中解 釈を要する語	解 釈																															
（略）																																	
7	（略）																																
	貨物等省令第 6 条第 <u>十八号、第十九号及</u> <u>び第二十二号から第</u> <u>二十四号まで中の基</u> <u>板</u>	個別部品又は集積回路を、基板上若 しくはその中に配置できるよう になっている薄板状のものであって、 相互接続の有無によらないものを いう。																															
	（略）																																
（略）																																	

改 正 後	現 行
(5) 輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘに規定する貨物は、輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。 (イ)・(ロ) (略) (ハ) <u>同告示第一号3に規定する「国際的な規模で開催された防衛装備に係る展示会」とは、あらかじめ経済産業省が公表するものに限り、「返送」とは、本邦において開催された博覧会等に外国から出品するため貨物を本邦に向けて輸出した者に対して、博覧会等の終了後その貨物を無償で輸出することをいう。</u> (ニ)～(リ) (略) <u>(ヌ) 同告示第一号3の2に規定する「国際的な規模で開催されたスポーツ競技大会」とは、オリンピック、デフリンピックその他これに類するものであって、あらかじめ経済産業省が公表するものに限り、「返送」とは、本邦において開催されたスポーツ競技大会に参加するために持ち込まれた貨物を本邦に向けて輸出した者に対して、スポーツ競技大会の終了後その貨物を無償で輸出することをいう。</u> 以下、略	(5) 輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘに規定する貨物は、輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。 (イ)・(ロ) (略) (ハ) 同告示第一号3に規定する「返送」とは、本邦において開催された博覧会等に外国から出品するため貨物を本邦に向けて輸出した者に対して、博覧会等の終了後その貨物を無償で輸出することをいう。 (ニ)～(リ) (略) (新設) 以下、略

「輸入証明書及び通関証明書に関する事務処理要領」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸入証明書及び通関証明書に関する事務処理要領」（平成8年9月5日付け輸出注意事項8第16号）

改 正 後	現 行
1. (略) 2. ICの発給事務等 (1) ICは、別紙様式第2のイによる原本(<u>Original</u>)、別紙様式第2のロによる副本(<u>Duplicate</u>)、別紙様式第2のハによる写し(<u>Triplicate</u>)及び別紙様式第2のニによる<u>税関確認用</u>各1通からなるものとする。 (2)～(8) (略) 3. (略) 別紙様式第1 (別添A-2) 別紙様式第2のイ (別添B-2) 別紙様式第2のロ (別添C-2) 別紙様式第2のハ (別添D-2) 別紙様式第2のニ (別添E-2) 別紙様式第3 (略) 別紙様式第4 (略) 別紙様式第5 (略) 付表第1・2 (略)	1. (略) 2. ICの発給事務等 (1) ICは、別紙様式第2のイによる原本(<u>Original</u>)(<u>白色</u>)、別紙様式第2のロによる副本(<u>Duplicate</u>)(<u>浅黄色</u>)、別紙様式第2のハによる写し(<u>Triplicate</u>)(<u>淡クリーム色</u>)及び別紙様式第2のニによる<u>税関確認用</u>(<u>ピンク色</u>)各1通からなるものとする。 (2)～(8) (略) 3. (略) 別紙様式第1 (別添A-1) 別紙様式第2のイ (別添B-1) 別紙様式第2のロ (別添C-1) 別紙様式第2のハ (別添D-1) 別紙様式第2のニ (別添E-1) 別紙様式第3 (略) 別紙様式第4 (略) 別紙様式第5 (略) 付表第1・2 (略)

別紙様式第1

番号

経 済 産 業 大 臣 殿

国 際 輸 入 証 明 書 発 給 願

年 月 日

輸 入 者 (申請者) (氏名および住所・英文)	輸 入 者 (氏名および住所・和文)	
輸 出 者 (氏名および住所・英文)	最終需要者名および住所 (和文)	
貨物内容明細 (商品名、型および等級)	数 量 (個数・重量)	価 額 (FOB, CIF 等)
輸 出 貿 易 管 理 令 別 表 第 1 の 番 号	〔 〕	

上記貨物を本邦に輸入すること、または、本邦に輸入しない場合は経済産業大臣の承認または許可なくして他の仕向地

に転送しないこと、を誓約しますから国際輸入証明書の発給をお願いします。

なお、本貨物の一部または全部について、その輸入が完了したときは遅滞なく輸出者に通関証明書を送付する旨あわせ

て誓約します。

申 請 者

氏名又は名称

及び代表者の氏名_____

住 所_____

(注) 各欄余白不足の場合は、別紙を添付して記入してください。

上記貨物を本邦に輸入すること、または、本邦に輸入しない場合は経済産業大臣の承認または許可なくして他の仕向地に転送しないこと、を誓約しますから国際輸入証明書の発給をお願いします。

なお、本貨物の一部または全部について、その輸入が完了したときは遅滞なく輸出者に通関証明書を送付する旨あわせて誓約します。

申 請 者

氏名又は名称

及び代表者の氏名 _____

住 所 _____

(注) 各欄余白不足の場合は、別紙を添付して記入してください。

別紙様式第2のイ

ORIGINAL

番号
No.

日 本 国 経 済 産 業 省

国 際 輸 入 証 明 書

GOVERNMENT OF JAPAN

INTERNATIONAL IMPORT CERTIFICATE

MINISTRY OF ECONOMY

TRADE AND INDUSTRY

輸 入 者 (氏名および住所) Importer (name and address)	備 考 Remarks	
輸 出 者 (氏名および住所) Exporter (name and address)		
貨物内容明細 (商品名、型および等級) Description of goods	数 量 (個数、重 量) Quantity	価 額 Value (FOB, CIF, etc.)

輸入者が、上記の貨物を日本に輸入する旨を、または、もし本邦に輸入しないときは経済産業大臣の承認
または許可なくして

他の仕向地に転送しない旨を、誓約していることを証明する。

It is hereby certified that the importer has undertaken to import into Japan the above
mentioned goods or, if they are

not imported, not to divert them to another destination except with the authorization of the
competent Japanese authority.

この証明書は、発給の日から6月以内に権限ある輸出承認当局に提出しないときは無効となる。

This document ceases to be valid unless presented to the competent foreign authorities within
six months from its
date of issue.

日 付

Date: _____

署 名

Signature: _____

職 名

Title: _____

(Official stamp)

別紙様式第2のイ

ORIGINAL

番号
No.

日 本 国 経 済 産 業 省
GOVERNMENT OF JAPAN
MINISTRY OF ECONOMY
TRADE AND INDUSTRY

国 際 輸 入 証 明 書
INTERNATIONAL IMPORT CERTIFICATE

輸 入 者（氏名および住所） Importer (name and address)	備 考 Remarks	
輸 出 者（氏名および住所） Exporter (name and address)		
貨物内容明細（商品名、型および等級） Description of goods	数 量（個数、重 量） Quantity	価 額 Value (FOB, CIF, etc.)
	<u>計</u> Total	<u>計</u> Total
輸入者が、上記の貨物を日本に輸入する旨を、または、もし本邦に輸入しないときは経済産業大臣の承認 または許可なくして他の仕向地に転送しない旨を、誓約していることを証明する。		

It is hereby certified that the importer has undertaken to import into Japan the above mentioned goods or, if they are not imported, not to divert them to another destination except with the authorization of the competent Japanese authority.

この証明書は、発給の日から 6 月以内に権限ある輸出承認当局に提出しないときは無効となる。
This document ceases to be valid unless presented to the competent foreign authorities within six months from its date of issue.

日 付

Date: _____

署 名

Signature: _____

職 名

Title: _____

(Official stamp)

別紙様式第2のロ

DUPLICATE

番号
No.

日 本 国 経 済 産 業 省
GOVERNMENT OF JAPAN
MINISTRY OF ECONOMY
TRADE AND INDUSTRY

国 際 輸 入 証 明 書
INTERNATIONAL IMPORT CERTIFICATE

輸 入 者 (氏名および住所) Importer (name and address)	備 考 Remarks		
輸 出 者 (氏名および住所) Exporter (name and address)			
貨物内容明細 (商品名、型および等級) Description of goods	数 量 (個数、重 量) Quantity	価 額 Value (FOB, CIF, etc.)	

輸入者が、上記の貨物を日本に輸入する旨を、または、もし本邦に輸入しないときは経済産業大臣の承認
または許可なくして

他の仕向地に転送しない旨を、誓約していることを証明する。

It is hereby certified that the importer has undertaken to import into Japan the above
mentioned goods or, if they are

not imported, not to divert them to another destination except with the authorization of the
competent Japanese authority.

この証明書は、発給の日から6月以内に権限ある輸出承認当局に提出しないときは無効となる。

This document ceases to be valid unless presented to the competent foreign authorities within
six months from its
date of issue.

日 付

Date: _____

署 名

Signature: _____

職 名

Title: _____

(Official stamp)

別紙様式第2のロ

DUPLICATE

番号
No.

日 本 国 経 済 産 業 省
GOVERNMENT OF JAPAN
MINISTRY OF ECONOMY
TRADE AND INDUSTRY

国 際 輸 入 証 明 書
INTERNATIONAL IMPORT CERTIFICATE

輸 入 者（氏名および住所） Importer (name and address)	備 考 Remarks	
輸 出 者（氏名および住所） Exporter (name and address)		
貨物内容明細（商品名、型および等級） Description of goods	数 量（個数、重 量） Quantity	価 額 Value (FOB, CIF, etc.)
	<u>計</u> Total	<u>計</u> Total

輸入者が、上記の貨物を日本に輸入する旨を、または、もし本邦に輸入しないときは経済産業大臣の承認または許可なくして他の仕向地に転送しない旨を、誓約していることを証明する。

It is hereby certified that the importer has undertaken to import into Japan the above mentioned goods or, if they are

not imported, not to divert them to another destination except with the authorization of the competent Japanese authority.

この証明書は、発給の日から 6 月以内に権限ある輸出承認当局に提出しないときは無効となる。

This document ceases to be valid unless presented to the competent foreign authorities within six months from its date of issue.

日 付

署 名

Date: _____ Signature: _____

職 名

Title: _____

(Official stamp)

別紙様式第2のハ

TRIPLICATE

番号
No.

日本国経済産業省
GOVERNMENT OF JAPAN
MINISTRY OF ECONOMY
TRADE AND INDUSTRY

国際輸入証明書
INTERNATIONAL IMPORT CERTIFICATE

輸入者 (氏名および住所) Importer (name and address)	備考 Remarks	
輸出者 (氏名および住所) Exporter (name and address)		
貨物内容明細 (商品名、型および等級) Description of goods	数量 (個数、重量) Quantity	価額 Value (FOB, CIF, etc.)

輸入者が、上記の貨物を日本に輸入する旨を、または、もし本邦に輸入しないときは経済産業大臣の承認
または許可なくして

他の仕向地に転送しない旨を、誓約していることを証明する。

It is hereby certified that the importer has undertaken to import into Japan the above
mentioned goods or, if they are

not imported, not to divert them to another destination except with the authorization of the
competent Japanese authority.

この証明書は、発給の日から6月以内に権限ある輸出承認当局に提出しないときは無効となる。

This document ceases to be valid unless presented to the competent foreign authorities within
six months from its
date of issue.

日 付

Date: _____

署 名

Signature: _____

職 名

Title: _____

(Official stamp)

別紙様式第2のハ

TRIPLICATE

番号
No.

日本国経済産業省
GOVERNMENT OF JAPAN
MINISTRY OF ECONOMY
TRADE AND INDUSTRY

国際輸入証明書
INTERNATIONAL IMPORT CERTIFICATE

輸入者 (氏名および住所) Importer (name and address)	備考 Remarks	
輸出者 (氏名および住所) Exporter (name and address)		
貨物内容明細 (商品名、型および等級) Description of goods	数量 (個数、重量) Quantity	価額 Value (FOB, CIF, etc.)
	計 Total	計 Total
輸入者が、上記の貨物を日本に輸入する旨を、または、もし本邦に輸入しないときは経済産業大臣の承認または許可なくして他の仕向地に転送しない旨を、誓約していることを証明する。		

It is hereby certified that the importer has undertaken to import into Japan the above mentioned goods or, if they are not imported, not to divert them to another destination except with the authorization of the competent Japanese authority.

この証明書は、発給の日から 6 月以内に権限ある輸出承認当局に提出しないときは無効となる。
This document ceases to be valid unless presented to the competent foreign authorities within six months from its date of issue.

日 付

Date: _____

署 名

Signature: _____

職 名

Title: _____

(Official stamp)

別紙様式第2のニ

税 関 確 認 用

番号
No.

日 本 国 経 済 産 業 省
GOVERNMENT OF JAPAN
MINISTRY OF ECONOMY
TRADE AND INDUSTRY

国 際 輸 入 証 明 書
INTERNATIONAL IMPORT CERTIFICATE

輸 入 者 (氏名および住所) Importer (name and address)	備 考 Remarks		
輸 出 者 (氏名および住所) Exporter (name and address)			
貨物内容明細 (商品名、型および等級) Description of goods	数 量 (個数、重 量) Quantity	価 額 Value (FOB, CIF, etc.)	

輸入者が、上記の貨物を日本に輸入する旨を、または、もし本邦に輸入しないときは経済産業大臣の承認または許可なくして

他の仕向地に転送しない旨を、誓約していることを証明する。

It is hereby certified that the importer has undertaken to import into Japan the above mentioned goods or, if they are

not imported, not to divert them to another destination except with the authorization of the competent Japanese authority.

(注) 1. この証明書は、通関証明書 (Delivery Verification Certificate) の発給申請の際の税関確認用として発行する

もので、上記貨物の正規の輸入証明書または輸入承認証と解してはなりません。

2. 上記貨物を数回に分割して通関した場合には、通関証明書発給申請のつどこの証明書も裏面にその数量および

価額を記入して税関の確認を受ける必要があります。

日 付

署 名

Date: _____ Signature: _____

職 名

Title: _____

(Official stamp)

	通 関 証 明 書 番 号	数 量	価 額	備 考	税 関 確 認 印
	お よ び 発 給 月				

	日				
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

--	--	--	--	--	--

別紙様式第2の2

税 関 確 認 用

番号
No.

日 本 国 経 済 産 業 省
GOVERNMENT OF JAPAN
MINISTRY OF ECONOMY
TRADE AND INDUSTRY

国 際 輸 入 証 明 書
INTERNATIONAL IMPORT CERTIFICATE

輸 入 者 (氏名および住所) Importer (name and address)	備 考 Remarks	
輸 出 者 (氏名および住所) Exporter (name and address)		
貨物内容明細 (商品名、型および等級) Description of goods	数 量 (個数、重 量) Quantity	価 額 Value (FOB, CIF, etc.)
	計 Total	計 Total

輸入者が、上記の貨物を日本に輸入する旨を、または、もし本邦に輸入しないときは経済産業大臣の承認または許可なくして他の仕向地に転送しない旨を、誓約していることを証明する。

It is hereby certified that the importer has undertaken to import into Japan the above mentioned goods or, if they are

not imported, not to divert them to another destination except with the authorization of the competent Japanese authority.

(注) 1. この証明書は、通関証明書 (Delivery Verification Certificate) の発給申請の際の税関確認用として発行する

もので、上記貨物の正規の輸入証明書または輸入承認証と解してはなりません。

2. 上記貨物を数回に分割して通関した場合には、通関証明書発給申請のつどこの証明書も裏面にその数量および

価額を記入して税関の確認を受ける必要があります。

日 付

署 名

Date: _____ Signature: _____

職 名

Title: _____

(Official stamp)

	通 関 証 明 書 番 号	数 量	価 額	備 考	税 関 確 認 印
	お よ び 発 給 月 日				

1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
1 0					

